

STOP!

消防法令違反!

事業所関係者の皆様へ

建物の**増築・改築**、**接続**を行う場合

テナントの**入替え**、**改装工事**をする場合



避難障害物の存置
または**危険物**を
貯蔵取扱いする場合

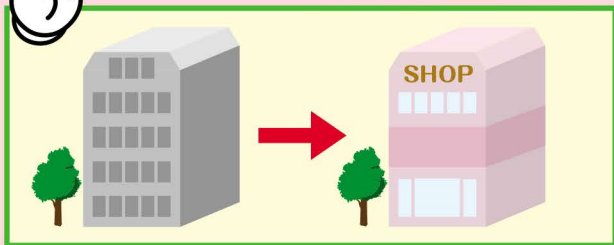
進入・避難
できる扉や窓等が
減少する場合

岡崎市消防本部
マスコットキャラクター
「レッサーくん」

詳しくは裏面へ



テナントの入替え、改装の工事をする場合

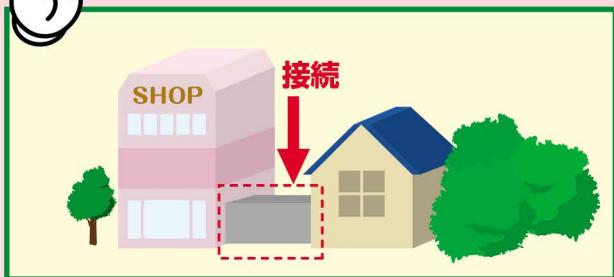


例：事務所 → 物品販売店

飲食店や物品販売店など、不特定多数の方が利用する用途は、消防用設備の設置基準が**厳しく**なり、また、「**防火管理者**」の選任義務が生じる場合があります。



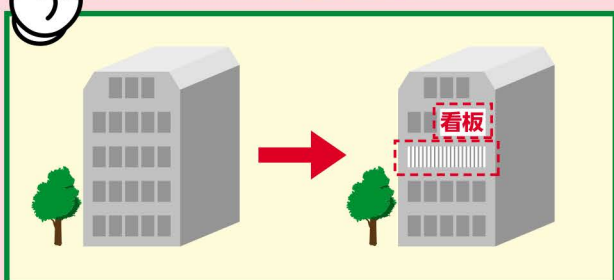
建物の増築や改築、接続を行う場合



増築等で面積、階数が増加する他、建物を**接続**することで同一棟となり、消防用設備の設置が必要となる場合があります。



進入・避難できる扉や窓等が減少する場合



窓に格子や看板をつけたり、窓際に棚を置いたり、窓等の種別を変更することで、消防用設備の設置基準が**厳しく**なります。



避難障害物の存置、または危険物を貯蔵取扱いする場合



避難障害物の存置は**重大**な消防法令違反です。また、**危険物**を取り扱ったり貯蔵する場合は、**許可**が必要となる場合があります。

違反実例を基に制作した**動画**をご覧ください

動画再生はQRコードから



消防用設備等・特殊消防用設備等の

点検をしていますか？



消防用設備等・特殊消防用設備等の

点検・報告は**防火対象物関係者**の
(所有者・占有者・管理者)

義務

です。



消防用設備の点検？消火器とかがあるけど、点検や報告が必要なの？

消防用設備は設置して終わりではありません。
いつ火災が発生しても確実に機能するために、定期的に点検して、その結果を定められた様式により消防機関へ報告することを義務づけています。



点検は1年に何回必要なの？

点検は、6か月ごとに行う**機器点検**と、1年ごとに行う**総合点検**があるので、1年に2回の点検になります。



報告もその都度必要なの？

報告については、建物の使用されている用途によって異なります。
不特定の人が入り出りする建物（集会場、物品販売、飲食店など）は**1年に1回**
特定の人が入り出りする建物（共同住宅、工場、事務所など）は**3年に1回**
消防機関へ報告が義務となります。



点検・報告のまとめ



点検

は、

6か月ごとに行う**機器点検**
1年ごとに行う**総合点検**

があり、

報告

は、

不特定の人が入り出りする建物（特定用途と言います）
については**1年に1回**消防機関への報告

又は

特定の人が入り出りする建物（非特定用途と言います）
については**3年に1回**消防機関への報告

が義務となります。

★点検についての詳細は、岡崎市消防本部のホームページでご確認ください。

消防用設備の点検は車検と同じく法律で定められたものです。（消防法第17条の3の3）
点検をおこたり、いざという時に使えず火災が拡大した事例も少なくありません。
設置後も**防火対象物関係者による適正な維持管理**をよろしくをお願いします。

岡崎市消防本部
マスコット
キャラクター
「レッサーくん」



消防本部予防課予防係 TEL (0564) 21-9866 FAX (0564) 21-9821
中消防署本署予防管理係 TEL (0564) 21-9945 FAX (0564) 21-9792
東消防署本署予防管理係 TEL (0564) 53-0119 FAX (0564) 55-9690